



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 [行財政局給与課] 1700

## 告 示

▽公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始並びにその関係図面の縦覧 [建設局下水道部経営管理課] 1716

▽有料公園施設の使用料徴収業務の委託 [建設局公園部管理課] 1716

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(県道 神戸加古川姫路線) [建設局道路管理課] 1717

▽道路法による道路の区域変更(市道 山ノ街1号線) [建設局道路管理課] 1717

## 公 告

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(ひよどり地域福祉センター屋根・外壁改修工事) [行財政局契約監理課] 1718

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(星陵台地域福祉センター屋根・外壁他改修工事) [行財政局契約監理課] 1720

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(宮本地域福祉センター屋根・外壁改修工事) [行財政局契約監理課] 1722

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西出高松前池線(南駒栄)電線共同溝整備工事その2) [行財政局契約監理課] 1725

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西神第2工業団地(ハイテクパーク)駐車場整備工事) [行財政局契約監理課] 1727

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(井吹西小学校運動場改修工事) [行財政局契約監理課] 1729

▽簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結(柳谷大橋耐震補強工事) [行財政局契約監理課] 1732

▽標準型総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結(神戸空港連絡橋上部工(拡幅部)製作・架設工事) [行財政局契約監理課] 1735

▽建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(松が枝町地区建築協定) [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1739

▽神戸市都市景観条例による協議の申出及び当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 1739

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(一般廃棄物(し尿)収集運搬業務) [行財政局契約管理課] 1740

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(令和3年度 図書館資料の運搬・回収・仕分け業務) [行財政局契約監理課] 1741

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(布施畑環境センター選別処理等業務) [行財政局契約監理課] 1741

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(いぶき明生支援学校介護タクシー運行業務) [行財政局契約監理課] 1742

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(いぶき明生支援学校スクールバス運行管理業務) [行財政局契約監理課] 1743

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(青陽須磨支援学校スクールバス運行管理業務) [行財政局契約監理課] 1744

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(新型コロナウイルス感染患者搬送用タクシー借上契約) [行財政局契約監理課] 1744

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(鶴越墓園他管理作業) [行財政局契約監理課] 1745

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(のぼら学園通園バス運行業務) [行財政局契約監理課] 1746

▽開発行為に関する工事の完了(西区玉津町) [都市局指導課] 1747

▽開発行為に関する工事の完了(西区岩岡町) [都市局指導課] 1747

▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（住民記録システム 戸籍附票ネットワーク対応業務（令和2年度）一式） [行財政局住民課]	1747
▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（神戸市財務会計システム運用保守業務 一式） [企画調整局デジタル戦略部]	1748
▽開発行為に関する工事の完了（長田区浪松町四丁目） [都市局指導課]	1749
▽開発行為に関する工事の完了（兵庫区下祇園町） [都市局指導課]	1749

## 消 防 局

▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1750
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1750
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1751
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1752
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1752
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1753
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1754
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1754
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1755
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1756
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1757
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1757
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1758
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1759
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1759
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1760
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1761
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1761

▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1762
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1763
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1763
▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課]	1764

## 水 道 局

▽神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課]	1765
▽神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課]	1770
▽神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課]	1781
▽神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程 [水道局経営企画課]	1790
▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局配水課]	1848
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（口径20mm水道メーター（新調品）購入（単価契約）） [水道局配水課]	1848
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（口径20mm水道メーター（修理品）（単価契約）） [水道局配水課]	1849

## 交 通 局

▽特定調達に係る落札者の決定（名谷車両工場 輪軸超音波探傷装置購入） [交通局経営企画課]	1850
--	------

## 訂 正

▽令和2年10月27日付け神戸市公報第3681号中 [建設局道路管理課]	1851
---	------

規 則

労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第1号

労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与等に関する規則（昭和31年7月規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>（職務の級）</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>（給料表）</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、労務職員の職を前条に規定する級のいずれかに格付し、前項の給料表（以下「給料表」という。）により給料を支給しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>（昇給等の基準）</u></p> <p>第4条 <u>新たに給料表の適用を受ける</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、労務職員の職を前条に規定する級のいずれかに格付し、前項の給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

労務職員となった者の号給は、当該労務職員に係る適用区分（別表第3の左欄に掲げる職種の区分に対応する同表の適用区分をいう。）及び年齢区分に応じて別表第4に定める号給とする。

2 次の表の左欄に掲げる職に採用される者の号給については、前項の規定にかかわらず、別表第4に定める号給を調整することができる。この場合においては、次の表の左欄に掲げる職と同種の業務に従事した期間（同表の右欄に掲げる日以後に係る期間に限る。）1年6月につき1を、12を超えない範囲内で、別表第4に定める号給の号数に加算する方法によるものとする。ただし、任命権者が他の職員との均衡上必要と認めるときは、当該方法によらず、別表第4に定める号給を調整することができる。

調理士，自動 車運転手，整 備工，钣金溶 接工	当該職に必要な 免許又は資格を 取得した日
電工	18歳に達した日

3 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、昇

格した日の前日に受けていた号給に応じて別表第5に定める号給とする。

4 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

5 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額  
は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

6 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、第3条第2項の規定にかかわらず、1級から4級までの級に限る。

7 フルタイム会計年度任用職員の初任給は、第1項の規定にかかわらず、別に任命権者が定める基準に従い決定するものを除き、1級13号給とする。

8 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、任命権者が別

に定める経歴を有する者の号給は、  
前項の規定にかかわらず、任命権者  
が別に定める基準により、その経歴  
に応じて調整することができる。

(短時間勤務職員の給料等)

第5条 法第28条の5第1項の規定に

より採用された職員（以下「再任用  
短時間勤務職員」という。）の給料  
月額は、前条第5項の規定にかかわ  
らず、同項の規定による給料月額  
に、当該職員の勤務時間を一般の職  
員の勤務時間（短時間勤務職員（再  
任用短時間勤務職員、地方公共団体  
の一般職の任期付職員の採用に關す  
る法律（平成14年法律第48号）第5  
条の規定により採用された職員（以  
下「任期付短時間勤務職員」とい  
う。）又は地方公務員の育児休業等  
に関する法律（平成3年法律第110  
号）第10条第3項の規定により同条  
第1項に規定する育児短時間勤務の  
承認を受けた職員（同法第17条の規  
定による短時間勤務をすることとな  
った職員を含む。以下「育児短時間  
勤務職員等」という。）に該当する  
職員をいう。）以外の職員の勤務時  
間をいう。以下同じ。）で除して得  
た数を乗じて得た額とする。

2 任期付短時間勤務職員の給料月額

は、前条第1項から第4項までの規

定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児短時間勤務職員等の給料月額は、前条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、当該職員の勤務時間を一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料は、別段の定めがあるもののほか、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬（給与条例第20条の2第1項に規定する基本報酬をいう。）の例による。

第6条 前各条に定めるもの及び別段の定めがあるもののほか、労務職員の給与等に関しては、給与条例及び神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の適用を受ける者の給与等の例による。

第4条 前2条に定めるもの及び別段の定めがあるもののほか、労務職員の給与等に関しては、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）及び神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の適用を受ける者の給与等の例による。

第7条 労務職員の部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）に関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定の適用を受ける者の部分休業の例による。

第8条 労務職員の高齢者部分休業（当該職員が55歳（管理員にあつては、58歳）に達した日以後の日から定年退職日（法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）に関しては、法第26条の3の規定の適用を受ける者の高齢者部分休業の例による。

別表第2 労務職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料

第5条 労務職員の部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）に関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定の適用を受ける者の部分休業の例による。

第6条 労務職員の高齢者部分休業（当該職員が55歳（管理員にあつては、58歳）に達した日以後の日から定年退職日（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）に関しては、法第26条の3の規定の適用を受ける者の高齢者部分休業の例による。

別表第2 労務職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料



		月額	月額	月額	月額	月額			月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

下「 再任 用職 員」 とい う。) 以外 の職 員						
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 初任給基準適用区分表（第4条関係）

職種	適用区分
環境技術手，機械操作手（クリーンセンター，西部市場，水環境センターに勤務する者に限る。），自動車運転手，整備工（運転免許を有する者に限る。），衛生業務手，予防衛生業務員，電工（西部市場に勤務する者に限る。）	甲
守衛（本庁舎，中央卸売市場運営本部本場及び東部市場に勤務する者に限る。），更生業務員，施設管理員，防疫手，営繕工，調理士，調理員，造	乙

園手，機械操作手（甲区分に該当する者を除く。），整備工（甲区分に該当する者を除く。），钣金溶接工，建設技術手，土木工手，動物飼育手，電工（甲区分に該当する者を除く。），甲板員，機関員，介護業務員，病院業務員

守衛（乙区分に該当する者を除く。），助手，管理員

丙

別表第4 初任給基準表（第4条関係）

適用区分 年齢区分	甲	乙	丙
15歳			1級6号給
16歳			1級8号給
17歳			1級10号給
18歳以上 18歳10月未 満	2級13号給	2級12号給	1級12号給
18歳10月以上 19歳8	2級15号給	2級14号給	1級14号給

月未満			
19歳8 月以上	2級17 号給	2級16 号給	1級16 号給
20歳6 月未満			
20歳6 月以上	2級19 号給	2級18 号給	1級18 号給
21歳4 月未満			
21歳4 月以上	2級21 号給	2級20 号給	1級20 号給
22歳2 月未満			
22歳2 月以上	2級23 号給	2級22 号給	1級22 号給
23歳未 満			
23歳以 上23歳 10月未 満	2級25 号給	2級24 号給	1級24 号給
23歳10 月以上	2級27 号給	2級26 号給	1級26 号給
24歳8 月未満			
24歳8 月以上	2級29 号給	2級28 号給	1級28 号給
25歳6 月未満			

25歳6 月以上 26歳4 月未満	2級31 号給	2級30 号給	1級30 号給
26歳4 月以上 27歳2 月未満	2級33 号給	2級32 号給	1級32 号給
27歳2 月以上 28歳未 満	2級35 号給	2級34 号給	1級34 号給
28歳以 上28歳 10月未 満	2級37 号給	2級36 号給	1級36 号給
28歳10 月以上 29歳8 月未満	2級39 号給	2級38 号給	1級38 号給
29歳8 月以上 30歳6 月未満	2級41 号給	2級40 号給	1級40 号給
30歳6 月以上 31歳4 月未満	2級43 号給	2級42 号給	1級42 号給
31歳4 月	2級45	2級44	1級44

月以上 32歳2 月未満	号給	号給	号給
32歳2 月以上 33歳未 満	2級47 号給	2級46 号給	1級46 号給
33歳以 上33歳 10月未 満	2級49 号給	2級48 号給	1級48 号給
33歳10 月以上 34歳8 月未満	2級51 号給	2級50 号給	1級50 号給
34歳8 月以上	2級53 号給	2級52 号給	1級52 号給

別表第5 昇格時号給対応表（第4条  
関係）

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	5
2	3	1	1	5
3	4	1	1	5
4	5	1	1	5
5	6	1	1	5
6	7	1	1	6
7	8	1	1	7
8	9	1	1	8

9	10	1	1	9
10	11	1	1	10
11	12	1	1	11
12	13	1	1	12
13	14	1	1	13
14	15	1	1	14
15	16	1	1	15
16	17	1	1	16
17	18	1	1	17
18	19	1	2	18
19	20	1	3	19
20	21	1	4	20
21	22	1	5	21
22	23	1	6	22
23	24	1	7	23
24	25	1	8	24
25	26	1	9	25
26	27	1	10	26
27	28	1	11	27
28	29	1	12	28
29	30	1	13	29
30	31	1	14	30
31	32	1	15	31
32	33	1	16	32
33	34	1	17	33
34	35	1	17	34
35	36	1	18	35
36	37	1	18	36
37	38	1	19	37
38	39	1	19	38
39	40	1	20	39
40	41	1	20	40
41	42	1	21	41
42	43	2	22	42
43	44	3	23	43
44	45	4	24	44
45	46	5	25	45
46	47	6	26	46

47	48	7	27	47
48	49	8	28	48
49	50	9	29	49
50	51	10	30	50
51	52	11	31	51
52	53	12	32	52
53	54	13	33	53
54	54	14	34	54
55	55	15	35	55
56	55	16	36	56
57	56	17	37	57
58	56	18	38	58
59	57	19	39	59
60	57	20	40	60
61	58	21	41	61
62	58	22	42	62
63	59	23	43	63
64	59	24	44	64
65	60	25	45	65
66	60	26	46	66
67	61	27	47	67
68	61	28	48	68
69	62	29	49	69
70	62	30	50	70
71	63	31	51	71
72	63	32	52	72
73	64	33	53	73
74	64	34	54	74
75	65	35	55	75
76	65	36	56	76
77	66	37	57	77
78	66	38	58	77
79	66	39	59	78
80	67	40	60	78
81	67	41	61	79
82	67	42	61	79
83	68	43	61	80
84	68	44	62	80



85	68	45	62	81
86	69	46	62	81
87	69	47	63	82
88	69	48	63	82
89	70	49	63	83
90	70	50	64	83
91	70	51	64	84
92	70	52	64	84
93	71	53	65	85
94	71	54	65	85
95	71	55	66	86
96	71	56	66	86
97	72	57	67	87
98	72	58		87
99	72	59		88
100	72	60		88
101	73	61		89
102	73	62		89
103	73	63		89
104	73	64		90
105	74	65		90
106		65		90
107		65		91
108		66		91
109		66		91
110		66		92
111		67		92
112		67		92
113		67		93
114		68		93
115		68		94
116		68		94
117		69		95
118		69		
119		69		
120		70		
121		70		
122		70		

123		71		
124		71		
125		71		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の労務職員の給与等に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**告 示****神戸市告示第94号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 供用開始及び下水の処理開始の年月日  
令和3年6月1日
- 2 下水を排除する区域及び下水を処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置  
北 区 道場町日下部，菖蒲が丘1丁目の各一部  
西 区 伊川谷町長坂，二ツ屋2丁目，玉津町出合，伊川谷町潤和，伊川谷町有瀬，井吹台西町6丁目，井吹台西町7丁目，井吹台東町7丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 4 終末処理場の名称及び位置  
(4) 北区道場町日下部，菖蒲が丘1丁目は，兵庫県武庫川上流浄化センター  
(5) 西区は玉津処理場

**神戸市告示第95号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、諏訪山公園、大倉山公園、磯上公園、小野浜公園、遠矢浜公園、北神戸田園スポーツ公園、海浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園（球技場及びテニスコートに限る）、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 受託者  
神戸市須磨区緑台  
公益財団法人神戸市公園緑化協会  
理事長 岡田 健二
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 神戸市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年5月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月1日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	神戸加古川姫 路線	神戸市垂水区名谷町字横尾 1854番18地先から 神戸市垂水区名谷町字横尾 1852番4地先まで	新	115.70	最大 22.40 最小 4.00
			旧	47.40	最大 4.70 最小 2.70

## 神戸市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月1日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山ノ街1号線	神戸市北区山田町下谷上字 今草口1番1地先から 神戸市北区山田町下谷上字 猪ころび2番1地先まで	新	275.00	最大 24.00 最小 12.00
			旧	275.00	最大 18.00 最小 6.90

## 公 告

## 神戸市公告第105号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	ひよどり地域福祉センター屋根・外壁改修他工事
工事場所	神戸市兵庫区菊水町10-12-1
完成期限	令和3年9月20日
工事概要	外壁改修, 屋上防水改修, 屋根改修, 室内一部床改修工事
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし, 入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事実績がない場合については, 65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。  
 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月23日（金）～5月11日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月12日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月13日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第106号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	星陵台地域福祉センター屋根・外壁他改修工事
工事場所	神戸市垂水区星陵台7-5-3
完成期限	令和3年8月31日
工事概要	外壁・屋根改修工事
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）

である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月23日(金)～5月11日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月12日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月13日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については



	入札説明書等によります。
--	--------------

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第107号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	宮本地域福祉センター屋根・外壁改修工事
工事場所	神戸市中央区宮本通3-1-6（宮本公園内）
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	外壁改修，屋根塗装改修，外構改修工事
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。
-----	-----------------------------------

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月23日（金）～5月11日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月12日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月13日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第108号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	西出高松前池線（南駒栄）電線共同溝整備工事その2
工事場所	神戸市長田区駒ヶ林町2丁目～4丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	工事延長 L = 310m 【舗装】 道路土工 1式 舗装工 1,982㎡
	【電線共同溝】 開削土工 1式 電線共同溝工 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満

	<p>たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月23日（金）～5月18日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年5月19日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年5月20日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月21日（金）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

## ウ 再入札の場合

## 「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第109号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工事名	西神第2工業団地（ハイテクパーク）駐車場整備工事
工事場所	神戸市西区室谷1丁目
完成期限	令和3年8月31日
工事概要	土工1式，撤去工1式，舗装工1式，法面工1式， 施設構造物工1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可

<p>等級</p>	<p>土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>提出期間</p>	<p>令和3年4月23日（金）～5月11日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
<p>提出場所</p>	<p>契約監理課</p>

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月12日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月13日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第110号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項



工 事 名	井吹西小学校運動場改修工事
工事場所	神戸市西区井吹台西町4丁目3
完成期限	令和3年10月15日
工事概要	グラウンド・コート舗装工 A=6,900㎡, グラウンド・コート施設整備工 1式, 敷地造成工 1式, 側溝清掃 1式
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業, 造園工事業又は舗装工事業に係る建設業の許可。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「運動施設」を第1希望又は第2希望として登録していること。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」,事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年4月23日（金）～5月11日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

#### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月12日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月13日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

#### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

#### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

#### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無	
---------------------	--

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第111号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工 事 名	柳谷大橋耐震補強工事
工事場所	神戸市北区八多町柳谷
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	橋長 L = 110.0m, 全幅員 W = 20.80m, <橋梁補修工>伸縮装置取替工・舗装打換工・橋面防水工 一式 <耐震補強工>橋脚補強工・水平力分担構造設置工 一式, 落橋防止構造設置工 一式, 仮設工 一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可を有する ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を必要とします。
登録業者	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

その他	<p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	---

### 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点(100点)に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同じ。)で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)</p>

### 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	<p>令和3年4月23日(金)～5月18日(火)</p> <p>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)</p>
提出場所	契約監理課

### 7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目令和3年5月19日（水）午前9時～午後8時 第2日目令和3年5月20日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年5月19日（水）午前9時～令和3年5月20日（木）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 <a href="mailto:nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp">nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp</a>

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年5月19日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年5月20日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年5月20日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年5月21日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年5月28日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

#### 10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

#### 11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第112号

標準型総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 入札に付する事項

工事名	神戸空港連絡橋上部工（拡幅部）製作・架設工事
工事場所	神戸市中央区港島9丁目，神戸空港
完成期限	令和5年8月31日
工事概要	鋼橋延長 L = 約1,180m， W = 20.1m（内，3.4mを拡幅），

	上部工形式7径間連続鋼床版箱桁+ゲルバー鋼床版箱桁2連, 工場製作工1,087.8t, 架設工1式, 橋面工1式
前払金	各会計年度ごとに, 当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 標準型総合評価落札方式を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
共同企業体の各構成員(代表者を含む)に関する条件	
建設業の許可	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において, 鋼橋上部工の総合評定値が700点以上であること。 ただし, 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において, 審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	構成員のうち1者以上は神戸市内に本店を有するものであること。
共同企業体の代表者に関する条件	
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において, 鋼構造物工の総合評定値が, 1,200点以上であること。 ただし, 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において, 審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
施工実績	海上部において, 連続鋼床版桁の橋梁上部工製作及び架設工事を, 元請として平成13年度以降に完成させた実績があること。 なお, 共同企業体の構成員として施工したものは, 出資比率が30%以上の場合に限り実績に含める。
その他	出資比率が, 構成員中最大であること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として, 技術提案及び企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は, 標準点(100点)に入札参加者の技術提案等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同じ。)で除す次式で得られた評価値により行う。 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 10,000,000 (小数点第4位切捨て)

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）（以下「契約監理課」という。）

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出方法

提出期間	令和3年4月23日（金）～5月17日（月） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） ※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

#### 7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

#### 8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

##### (1) 電子メールの場合

日 時	令和3年6月7日（月）午前9時～令和3年6月8日（火）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

##### (2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	契約監理課

##### (3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。
-----	---



日 時	令和3年6月8日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年6月9日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年6月23日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」 イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがある。また、失格基準価格を設けている場合は、失格基準価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市公告第114号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和3年4月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観建築行為予定者の氏名及び住所  
大和証券ファシリティーズ株式会社  
ファシリティマネジメント事業部長 山田 哲生  
東京都中央区京橋1丁目2番1号

- 2 代理者および設計者の氏名、住所及び電話番号  
(代理者)  
前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所 前原 俊夫  
大阪市中央区久太郎町2丁目5番30号  
06-6243-2086  
(設計者)

同上

- 3 景観影響建築行為の概要  
(1) 所在及び地番 神戸市中央区三宮町1丁目2番  
(2) 敷地面積 約652平方メートル  
(3) 建築面積 約555平方メートル

- (4) 延べ面積 約5,939平方メートル  
(5) 高さ 約44.9メートル  
(6) 構造 地上S造、地下SRC造  
(7) 階数 地上10階/地下1階  
(8) 建物用途 事務所、一部店舗

4 縦覧の期間

令和3年4月27日から同年5月14日まで

---

**神戸市公告第121号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 落札に係る特定役務の名称  
一般廃棄物（し尿）収集運搬業務
  - 数量  
一式
  - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
  - 落札者を決定した日  
令和3年3月10日
  - 落札者の氏名及び住所  
神戸水質保全協同組合  
代表理事 森本 武司  
神戸市中央区中山手通3丁目12番6号 神税ビル1階12-2
  - 落札金額  
34,080,000円
  - 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
  - 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年1月20日
-

**神戸市公告第122号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
令和3年度 図書館資料の運搬・回収・仕分け業務
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所  
神戸運送自動車株式会社  
専務取締役 三輪 幸司  
神戸市垂水区下畑町鷺ヶ尾303番地の22
- 6 落札金額  
42,168,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

**神戸市公告第123号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
布施畑環境センター選別処理等業務
- 2 数量

一式

- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所  
神戸整備重機株式会社  
代表取締役 吉田 茂  
神戸市兵庫区駅南通5丁目4番15号
- 6 落札金額  
217,800,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

#### 神戸市公告第124号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
いぶき明生支援学校介護タクシー運行業務
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所  
株式会社SNOW PLUM  
代表取締役社長 毛利 友紀  
神戸市兵庫区駅前通4丁目1番32号

- 6 落札金額  
42,008,916円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

#### 神戸市公告第125号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
いぶき明生支援学校スクールバス運行管理業務
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所  
神鉄バス株式会社  
代表取締役 中尾 浩  
神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2
- 6 落札金額  
68,316,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

**神戸市公告第126号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
青陽須磨支援学校スクールバス運行管理業務
- 2 数量  
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所  
神鉄バス株式会社  
代表取締役 中尾 浩  
神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2
- 6 落札金額  
77,940,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

**神戸市公告第127号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称  
新型コロナウイルス感染症患者搬送用タクシー借上契約
- 2 数量

5台

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

5 落札者の氏名及び住所

東京・日本交通株式会社 法人営業部

部長 和田 泰典

大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号 8階

6 落札金額

1台当たり・30分ごと2,646円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

#### 神戸市公告第128号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 落札に係る特定役務の名称

鶴越墓園他管理作業

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社イノウエ

代表取締役 井上 吾郎

神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号



## 6 落札金額

45,214,080円

## 7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。

## 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

---

**神戸市公告第129号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月28日

神戸市長 久元喜造

## 1 落札に係る特定役務の名称

のぼら学園通園バス運行業務

## 2 数量

一式

## 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

## 4 落札者を決定した日

令和3年3月19日

## 5 落札者の氏名及び住所

神鉄バス株式会社

代表取締役 中尾 浩

神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2

## 6 落札金額

120,750,000円

## 7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者となりました。

## 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

**神戸市公告第135号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

**1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称**

神戸市西区玉津町小山字下大田125番1, 125番3, 125番4, 125番5, 125番6, 125番7, 125番8, 126番1, 126番3, 127番1, 134番1, 134番4, 135番1, 135番2, 136番1, 136番3, 137番1, 138番1, 139番1, 139番3, 140番, 141番, 142番, 143番, 144番1, 144番2の一部, 145番1, 146番1, 154番1, 155番1の一部, 155番4, 155番6, 156番の一部, 玉津町小山字川端157番1, 157番3, 158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番1, 163番2, 163番3, 163番4, 164番1, 164番3, 165番, 166番1, 166番3, 166番4, 166番5, 167番1, 168番, 168番1, 172番, 173番1のうち1工区

**2 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

**3 許可番号**

令和2年12月17日 第7085号

**神戸市公告第136号**

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

**1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称**

神戸市西区岩岡町岩岡字下場2680番1の一部, 2680番3の一部

**2 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

神戸市西区岩岡町岩岡2684番地の1

株式会社mizusawa

代表取締役 水澤 誠吾

**3 許可番号**

令和3年3月24日 第7104号

**神戸市公告第137号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸

市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民記録システム 戸籍附票ネットワーク対応業務（令和2年度）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局住民課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年12月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神戸支社  
支社長 中田 洋介  
神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
43,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由  
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

#### 神戸市公告第138号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
神戸市財務会計システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市企画調整局デジタル戦略部  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所神戸支店

支店長 本田 正昭

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

## 5 随意契約に係る契約金額

60,488,406円

## 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

## 7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に連繋して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

---

**神戸市公告第139号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市長田区浪松町四丁目2番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市中央区今橋2-5-8

株式会社 NTT西日本アセット・プランニング

代表取締役社長 松本 順一

## 3 許可番号

令和2年12月24日 第7086号

（変更許可 令和3年3月31日 第1441号）

---

**神戸市公告第140号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年5月18日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区下祇園町11番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香川県高松市鍛冶屋町7番地12

穴吹興産株式会社

代表取締役 穴吹 忠嗣

3 許可番号

令和元年10月7日 第6985号

(変更許可 令和3年3月29日 第1440号)

消 防 局

神戸市消防公告第6号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月10日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の1部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	神戸興業株式会社 代表取締役 小山 岳志
命令の内容	1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

神戸市消防公告第7号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項に

より、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の2部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	李 永花
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

#### 神戸市消防公告第8号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の3部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	萩島 由忠
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> </ol>

	<p>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
--	--

**神戸市消防公告第9号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目 87 番1の4及び 1の5部分並びに共用部分</p>
命令を受けた者の氏名又は名称	<p>有限会社南理容チェーン 代表取締役 南 富久</p>
命令の内容	<p>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</p> <p>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>

**神戸市消防公告第10号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月15日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目 87 番1の6部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	有限会社甲南地産 取締役 吉富 誠
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

### 神戸市消防公告第11号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目 87 番1の7部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	城戸 美恵子
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>



4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

**神戸市消防公告第12号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の8及び 1の9部分並びに共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	西村 光治
命令の内容	1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

**神戸市消防公告第13号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月21日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の10部分及び
------------------------	---

取扱所の名称及び所在地	共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	糸原 恵
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

#### 神戸市消防公告第14号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月21日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の11部分及び 共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	佐藤 陽介
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

**神戸市消防公告第15号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月15日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の12部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	福田 成古 相続人代表 福田 景一
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

**神戸市消防公告第16号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月24日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の13部分及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	大谷 勝
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところによ</li> </ol>

り，自衛消防組織を置くこと。

2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

### 神戸市消防公告第17号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月10日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の14部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	龔 麗君
命令の内容	1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

### 神戸市消防公告第18号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項に

より、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月28日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の15部分及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	松本 唯義 相続放棄者 松本 フジ子 同 相続放棄者 松本 晋司 同 相続放棄者 松本 晃 同 相続放棄者 八田 朋子
命令の内容	1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

神戸市消防公告第19号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月24日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の16部分及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	原谷 里奈
命令の内容	1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。

- 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。
- 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。
- 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

### 神戸市消防公告第20号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月29日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の17部分及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	龔 文君
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

### 神戸市消防公告第21号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第

17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月24日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目 87 番1の18， 1の19， 1の20及び1の24部分並びに共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	有限会社ミュウ 代表取締役 川崎 幸枝
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

神戸市消防公告第22号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月15日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目 87 番1の 21 部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	山本 福男
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警</li> </ol>

命令の内容	<p>報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
-------	---

### 神戸市消防公告第23号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の22部分 及び共用部分</p>
命令を受けた者の氏名又は名称	<p>金 豊彦</p>
命令の内容	<p>1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。</p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>

### 神戸市消防公告第24号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之



防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の23部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	寺田 瑛司
命令の内容	1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

**神戸市消防公告第25号**

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の25及び 1の26部分並びに共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	有限会社ケイ・アイ・ホールディング 代表取締役 松岡 正美
命令の内容	1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。 2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消

防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。

### 神戸市消防公告第26号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月14日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の27部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	刘 娜
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに、消防法令で定めるところにより、自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

### 神戸市消防公告第27号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月28日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の28部分 及び共用部分
-----------------------------------	---

命令を受けた者の氏名又は名称	清水 秀雄
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

神戸市消防公告第28号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5第3項の規定及び同法第17条の4第1項により，次の防火対象物に対して措置命令を行ったので，同法第8条の2の5第4項及び同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和2年12月24日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の29部分 及び共用部分
命令を受けた者の氏名又は名称	伊藤 雄二 法定相続人 伊藤 弘子
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年2月18日までに，消防法令で定めるところにより，自衛消防組織を置くこと。</li> <li>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</li> <li>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> <li>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</li> </ol>

水 道 局
-------

神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月1日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第1号

神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公印規程（昭和43年10月水道管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公印管理者等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、<u>所管課の庶務を担当する担当係長</u>（神戸市水道局金銭出納員の印については、<u>経営企画課の出納を担当する担当課長</u>）をもつてあて、公印管理者を補佐する。</p> <p style="text-align: center;">（公印の<u>使用</u>手続）</p> <p>第12条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（公印の<u>使用</u>）</p> <p>第13条 <u>文書への公印の押印は、次に</u></p>	<p style="text-align: center;">（公印管理者等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、<u>所管課の庶務担当係の係長</u>（神戸市水道局金銭出納員の印については、<u>経営企画課経営企画担当係長</u>）をもつてあて、公印管理者を補佐する。</p> <p style="text-align: center;">（公印の<u>使用</u>）</p> <p>第12条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（公印の<u>省略</u>）</p> <p>第13条 公印は、<u>庁内あてに発送する</u></p>

掲げるものについて行うものとする。

(1) 法令等（法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例及び規則（規程を含む。）をいう。）により公印を押印することとされている文書

(2) 市又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書

(3) 事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に認証する必要があると認められる文書

(4) 前3号に掲げるもののほか，特に公印を押印すべき事情があると認められる文書

2 庁外宛に発送する文書のうち，公印を押印しないものについては，必要に応じ，当該文書に「(公印省略)」と記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，庁内宛に発送する文書については，公印の押印をしないものとする。

文書については，使用しないものとする。

様式第4号を次のように改める。



様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

経営企画課長 様

公印管理者名

印影印刷承認申請書

神戸市水道局公印規程(昭和43年10月神戸市水道管理規程第11号)第14条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 文書(帳票)の名称
- 2 公印の名称・番号 別表第1 第 号
- 3 印影の大きさ 方(径) ミリメートル
- 4 印刷枚数 枚
- 5 印刷する文書(帳票)の使用予定期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 告示番号 年 月神戸市水道告示第 号で告示済み

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

経営企画課長 様

公印管理者名

電子印使用承認申請書

神戸市水道局公印規程(昭和43年10月神戸市水道管理規程第11号)第15条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 電子印を使用する文書(帳票)の名称
  - 2 電子計算機に記録する公印の名称・番号
  - 3 印影の大きさ 方(径)
  - 4 使用理由
  - 5 使用開始予定日
- 別表第1 第 号  
ミリメートル  
年 月 日

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。



神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月6日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第2号

神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程

(神戸市水道局契約規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局契約規程(昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、<u>監理担当課長</u>により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない</p>	<p>(工事の請負契約に係る検査員の指定の特例)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、<u>経営企画課長</u>により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない</p>

い。

い。

(神戸市水道局契約事務取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局契約事務取扱規程（昭和40年5月神戸市水道管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「経理契約」とは経営企画課に要求して行う契約を、「専決契約」とは水道局副局長等専決規程（昭和35年7月神戸市水道管理規程第10号。以下「専決規程」という。）に基づき当該課又は事業所において行う契約を、「不動産取得等契約」とは<u>経営企画課において行う不動産に関する契約</u>をいう。</p> <p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>東部センター，北センター及び水質試</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「経理契約」とは経営企画課に要求して行う契約を、「専決契約」とは水道局副局長等専決規程（昭和35年7月神戸市水道管理規程第10号。以下「専決規程」という。）に基づき当該課又は事業所において行う契約を、「不動産取得等契約」とは<u>計画調整課において行う契約</u>をいう。</p> <p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>第1類事業所の副所長，第2類事業所</u></p>

験所の所長を含む。)及び担当課

長。以下「要求課長」という。)

は、契約要求を行う場合においては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。

(契約の要求)

第8条 要求課長は、工事又は製造の請負契約の締結を必要とするときは、工事・製造施工決議兼請負契約要求決議書により決裁を経た後、工事・製造請負契約要求書に所定の事項を記入し、次の書類とともに経営企画課に送付しなければならない。

(1) [略]

(2) その他契約締結に必要な書類

2 前項の場合において、要求課長は、設計金額通知書を行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）へ送付しなければならない。

3 [略]

(契約内容変更の要求)

第9条 要求課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、工事・製造変更決議兼請負契約変更要求決議書により決裁を経た後、工事・製造請

長を含む。)。以下「要求課長」とい

う。)は、契約要求を行う場合にお

いては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。

(契約の要求)

第8条 要求課長は、工事又は製造の請負契約の締結を必要とするときは、工事・製造施工決議兼請負契約要求決議書により決裁を経た後、工事・製造請負契約要求書に所定の事項を記入し、次の書類とともに経営企画課に送付しなければならない。

(1) [略]

(2) 設計金額通知書

(3) その他契約締結に必要な書類

2 前項第2号の設計金額通知書及び指名競争入札参加者の推薦その他秘密扱いを要する事項の通知書は、経営企画課長あての親展文書としなければならない。

3 [略]

(契約内容変更の要求)

第9条 要求課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、工事・製造変更決議兼請負契約変更要求決議書により決裁を経た後、工事・製造請

負契約変更要求書兼決議書に所定の事項を記入し、前条第1項各号の書類とともに経営企画課に送付しなければならない。

(1), (2) [略]

(3) その他契約の変更をするとき。

2 要求課長は、前項第2号に該当する場合は、前条第2項の設計金額通知書を契約監理課に送付しなければならない。

(施行の合議)

第10条

要求課長は、その契約が他課の依頼によるものであるとき又は他課に施行を依頼するものであるときは、その課長の合議を経ておかなければならない。

(契約締結の要求)

第13条 要求課長は、物品購入契約の締結を要求するときは、要求決議書により決裁を経た後、契約要求書に必要な他の書類を添付して経営企画課に送付しなければならない。

2 前項の場合において、要求課長

負契約変更要求書兼決議書に所定の事項を記入し、前条第1項各号の書類とともに経営企画課に送付しなければならない。

(1), (2) [略]

(3) 契約の解除、履行の中止その他契約の変更をするとき。

(施行の合議)

第10条 要求課長は、工事若しくは製造を随意契約により施行しようとするときは、経営企画課長の合議を経なければならない。

2 要求課長は、その契約が他課の依頼によるものであるとき又は他課に施行を依頼するものであるときは、その課長の合議を経ておかなければならない。

(契約締結の要求)

第13条 要求課長は、物品購入契約の締結を要求するときは、要求決議書に決裁を経た後、契約締結に必要な他の書類を添付して経営企画課に送付しなければならない。

2 前項の書類のうち秘密扱いを要す

は、予算額通知書を契約監理課へ送付しなければならない。

(契約締結の要求)

第14条 要求課長は、不用品売却の契約を要求するときは、不用品決定、処分決議書兼不用品売却契約要求決議書により決裁を経た後、不用品売却契約要求書兼契約決議書に所定の事項を記入し、契約締結に必要な書類を添付して、経営企画課に送付しなければならない。

(契約台帳等の作成)

第15条 監理担当課長は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにしなければならない。

(指名競争入札参加資格者名簿)

第18条 監理担当課長は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決議を経て神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号。以下「契約規程」という。）第5条の規定による指名競争入札に参加する者の資格の認定を行

るものは、経営企画課長あての親展文書としなければならない。

(契約締結の要求)

第14条 要求課長は、不用品売却の契約を要求するときは、不用品決定、処分決議書兼不用品売却契約要求決議書（様式第1号）により決裁を経た後、不用品売却契約要求書兼契約決議書（様式第2号）に所定の事項を記入し、契約締結に必要な書類を添付して、経営企画課に送付しなければならない。

2 前項の書類のうち秘密扱いを要す

るものは、経営企画課長あての親展文書としなければならない。

(契約台帳等の作成)

第15条 経営企画課長は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにしなければならない。

(指名競争入札参加資格者名簿)

第18条 経営企画課長は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決議を経て神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号。以下「契約規程」という。）第5条の規定による指名競争入札に参加する者の資格の認定を行

い、かつ、これに基づいて指名競争入札参加資格者名簿（以下「指名簿」という。）を作成しなければならない。

（契約書）

第22条 契約書は、その契約の目的又は性質に応じ、次の事項を記載して作成しなければならない。

(1)～(7) [略]

（契約手続きの執行）

第23条 監理担当課長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第8条の定めるところにより、要求課長より送付された工事・製造請負契約要求書に基づき、契約決議書に所定の事項を記入のうえ、契約手続執行の決裁を経て行わなければならない。

2 監理担当課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名簿に登載されている者のうちから契約の目的又は性質に応じ、特別の理由がある場合を除くほか5人以上の参加者を指名してその者の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 監理担当課長は、随意契約により

い、かつ、これに基づいて指名競争入札参加資格者名簿（以下「指名簿」という。）を作成しなければならない。

（契約書）

第22条 契約書は、その契約の目的又は性質に応じ、次の事項に記載して作成しなければならない。

(1)～(7) [略]

（契約手続きの執行）

第23条 経営企画課長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第8条の定めるところにより、要求課長より送付された工事・製造請負契約要求書に基づき、契約決議書に所定の事項を記入のうえ、契約手続執行の決裁を経て行わなければならない。

2 経営企画課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名簿に登載されている者のうちから契約の目的又は性質に応じ、特別の理由がある場合を除くほか5人以上の参加者を指名してその者の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 経営企画課長は、随意契約により

契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

4 [略]

(予定価格決議書)

第24条 監理担当課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

(契約の通知)

第25条 監理担当課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 監理担当課長は、工事又は製造の請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(支払限度額及び出来高予定額の通知)

第25条の2 前条第1項の請負契約に

契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

4 [略]

(予定価格決議書)

第24条 経営企画課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

(契約の通知)

第25条 経営企画課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 経営企画課長は、工事又は製造の請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(支払限度額及び出来高予定額の通知)

第25条の2 前条第1項の請負契約に

において当該契約が債務負担行為に係る工事請負契約である場合は、当該契約の要求課は、支払限度額及び出来高予定額決定通知書を経営企画課に、すみやかに送付しなければならない。

- 2 前条第2項の変更契約において、当該契約の要求課は、支払限度額及び出来高予定額変更通知書を経営企画課に、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 監理担当課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 監理担当課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書を要求課へ送付しなければならない。

(監督員の任命等)

第33条 要求課長は、工事、製造その他の請負契約締結後、すみやかに所属職員のうちから監督員を命じなければならない。ただし、製造その他の請負契約で特に必要がないと認め

において当該契約が債務負担行為に係る工事請負契約である場合は、当該契約の要求課は、支払限度額及び出来高予定額決定通知書(様式第5号)を経営企画課に、すみやかに送付しなければならない。

- 2 前条第2項の変更契約において、当該契約の要求課は、支払限度額及び出来高予定額変更通知書(様式第6号)を経営企画課に、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 経営企画課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所(第1類及び第2類事業所)へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 経営企画課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書(様式第3号)を要求課へ送付しなければならない。

(監督員の任命等)

第33条 要求課長又は工事担当課長(第1類事業所の副所長、第2類事業所長を含む。以下「要求課長等」という。)は、工事、製造その他の請負契約締結後、すみやかに所属職



るときは、この限りでない。

2 要求課長は、監督員を命ずる場合又はこれを免ずる場合は、監督員指名簿に記載して行わなければならない。

3 [略]

(工事内訳明細書等の審査)

第34条 要求課長は、請負人から工事内訳明細書、工程表等を提出させたときは、これを審査し、内容を不相当と認めるときは、その修正については、協議して定めるものとする。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど監理担当課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び監理担当課長に報告するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

員のうちから監督員を命じなければならない。ただし、製造その他の請負契約で特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 要求課長等は、監督員を命ずる場合又はこれを免ずる場合は、監督員指名簿に記載して行わなければならない。

3 [略]

(工事内訳明細書等の審査)

第34条 要求課長等は、請負人から工事内訳明細書、工程表等を提出させたときは、これを審査し、内容を不相当と認めるときは、その修正については、協議して定めるものとする。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長等は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど経営企画課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び経営企画課長に報告するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び監理担当課長への供覧は不要とする。

3, 4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長 (東部センター、北センター及び水質試験所の所長を含む。)、担当課長又は第3類事業所長が所属職員のうちより指定するものとする。

(検査報告書)

第59条 検査員は、検査の結果合格と認めたときは、不用品引渡兼検査報告書の所定の欄に記入押印しなければならない。

(契約締結の要求)

第64条 要求課長は、不動産の取得、借入れ又は処分の契約を要求するときは、管理者の決裁を経た後、必要な書類を添付した当該不動産の取得等に係る依頼書を経営企画課に送付しなければならない。

(契約の通知)

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び経営企画課長への供覧は不要とする。

3, 4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長 (第1類事業所の副所長及び第2類事業所長を含む。)、担当課長又は第3類事業所長が所属職員のうちより指定するものとする。

(検査報告書)

第59条 検査員は、検査の結果合格と認めたときは、不用品引渡兼検査報告書 (様式第4号)の所定の欄に記入押印しなければならない。

(契約締結の要求)

第64条 要求課長は、不動産の取得、借入れ又は処分の契約を要求するときは、管理者の決裁を経た後、必要な書類を添付した当該不動産の取得等に係る依頼書を計画調整課に送付しなければならない。

(契約の通知)

第66条 経営企画課長は、不動産の取得、借入れ又は処分の契約を締結したときは、その旨を要求課に書面により通知し、検査に必要な書類等を検査員に送付しなければならない。

(検査員)

第67条 不動産の取得、借入れ又は処分の契約の検査は、経営企画課長の指定する検査員により行うものとする。ただし、土地の一時借入れ及び建物の検査は、要求課長の指定する検査員により行うものとする。

第66条 計画調整課長は、不動産の取得、借入れ又は処分の契約を締結したときは、その旨を要求課に書面により通知し、検査に必要な書類等を検査員に送付しなければならない。

(検査員)

第67条 不動産の取得、借入れ又は処分の契約の検査は、計画調整課長の指定する検査員により行うものとする。ただし、土地の一時借入れ及び建物の検査は、要求課長の指定する検査員により行うものとする。

様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局契約事務取扱規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月7日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第3号

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（担当事務）	（担当事務）
第4条 [略]	第4条 [略]
2 分任金銭出納員は、 <u>中部センター、西部センター及び垂水センターのセンター担当課長</u> 並びに東部センター及び北センターの所長をもつてあて、過誤納金及び前受金の還付のため当日の収納金を繰替使用することができる。	2 分任金銭出納員は、 <u>第1類事業所の副所長</u> 並びに東部センター及び北センターの所長をもつてあて、過誤納金及び前受金の還付のため当日の収納金を繰替使用することができる。
3 貯蔵品出納員は、 <u>配水課長</u> をもつてあて、貯蔵品の出納その他の	3 貯蔵品出納員は、 <u>西部センター副所長</u> をもつてあて、貯蔵品の出

会計事務を行う。

4 分任貯蔵品出納員は、北センター及び水質試験所の所長，第2類事業所の担当課長（お客さま担当課長を除く。）並びに第3類事業所長をもつてあてる。

5～8 [略]

9 金銭副出納員は監理担当課長，分任金銭副出納員はセンターの出納を担当する担当係長，貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する担当係長をもつてあてる。

10 審査出納員は，主管課長（東部センター，北センター及び水質試験所の所長を含む。以下同じ。），担当課長及び第3類事業所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

納その他の会計事務を行う。

4 分任貯蔵品出納員は，第1類事業所の副所長，第2類事業所の所長又は工事担当課長及び第3類事業所長をもつてあてる。

5～8 [略]

9 金銭副出納員は経営企画課経営企画担当係長，分任金銭副出納員はセンターのお客さま係長，貯蔵品副出納員は西部センター工事係長をもつてあてる。

10 審査出納員は，主管課長（第1類事業所の副所長，第2類事業所長を含む。以下同じ。），担当課長及び第3類事業所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

（貯蔵品取扱員及び貯蔵品整理員）

第10条 局に貯蔵品取扱員を置く。

2 貯蔵品取扱員は、管理者が命ずる。

3 分任貯蔵品出納員は、必要と認めるときは、貯蔵品取扱員の事務

第10条 [略]

(金銭出納員等による収納)

第42条 金銭出納員，現金取扱員及び出納取扱金融機関等(以下「金銭出納員等」という。)は，収入金を収納したときは，納入者に領収書を交付しなければならない。

2 [略]

(証券による収納)

第47条 金銭出納員等は，次の各号に掲げる証券を現金に代えて収納することができる。

(1)，(2) [略]

2 [略]

(支払伝票の作成)

第50条 支払伝票には，次の各号に掲げる事項を記入した債権者の請求書を添付しなければならない。ただし，次の各号に掲げる事項を支払伝票に記入し，請求書に代えることができる。

(1) [略]

(2) 債権者の住所及び氏名

(3)，(4) [略]

2～5 [略]

を補助させるため，貯蔵品整理員を置くことができる。

第10条の2 [略]

(金銭出納員等による収納)

第42条 金銭出納員等は，収入金を収納したときは，納入者に領収書を交付しなければならない。

2 [略]

(証券による収納)

第47条 金銭出納員，現金取扱員及び出納取扱金融機関等(以下「金銭出納員等」という。)は，次の各号に掲げる証券を現金に代えて収納することができる。

(1)，(2) [略]

2 [略]

(支払伝票の作成)

第50条 支払伝票には，次の各号に掲げる事項を記入した債権者の請求書を添付しなければならない。ただし，次の各号に掲げる事項を支払伝票に記入し，請求書に代えることができる。

(1) [略]

(2) 債権者の住所，氏名及び印影

(3)，(4) [略]

2～5 [略]

(資金前渡)

第52条 [略]

2～5 [略]

6 前渡金管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の担当係長がその事務を代行することができる。

(直接支払)

第59条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、金銭出納員は、正当な債権者から領収書を徴しなければならぬ。この場合において、金銭出納員が必要と認めるときは、債権者に対し押印又は署名を求めることができる。

(たな卸資産の整理区分等)

第68条 たな卸資産の整理区分は、次の各号に掲げるところによる。

(資金前渡)

第52条 [略]

2～5 [略]

6 前渡金管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

(直接支払)

第59条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、金銭出納員は、債権者が支払伝票の請求欄又は請求書に押印したものと同一の印影を押印した領収書を徴しなければならない。ただし、請求書を必要としないものは、領収書の印影が債権者のものであることを確認して行うものとする。

3 請求書に押印した印影が当該印鑑の紛失その他の理由によつて、領収書に押印できないときは、他の印影によることができる。なお、この場合は、受領者が当該債権者であることを主管課長、担当課長又は第3類事業所長が証明しなければならない。

(たな卸資産の整理区分)

第68条 たな卸資産の整理区分は、次の各号に掲げるところによる。

(1), (2) [略]

(3) 決算品 貯蔵品から払出しを受けたもの及び発生品

2 次の各号のいずれかに該当するものを，発生品とする。

(1) 工事の施行に伴い撤去品があるとき。

(2) 陳腐化又は破損，腐食及び磨滅等を生じたとき。

(3) 不用屑が生じたとき。

(貯蔵品出納員)

第 69 条 貯蔵品出納員は，次の各号に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 貯蔵品及び不用品の出納及び保管の総括に関すること。

(3) [略]

(分任貯蔵品出納員)

第 71 条 分任貯蔵品出納員は，次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 貯蔵品，不用品及び決算品の出納，保管に関すること。

(2) [略]

(分任貯蔵品出納員が備え付ける帳簿)

第 72 条 分任貯蔵品出納員は，前条に規定する事務を処理するた

(1), (2) [略]

(3) 決算品 貯蔵品から払出しを受けたもの

(貯蔵品出納員)

第 69 条 貯蔵品出納員は，次の各号に掲げる事務を行う。

(1) [略]

(2) 貯蔵品及び不用品の出納及び保管に関すること。

(3) [略]

(分任貯蔵品出納員)

第 71 条 分任貯蔵品出納員は，次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 貯蔵品から払出しを受けた決算品の出納，保管に関すること。

(2) 貯蔵品の出納，保管に関すること。

(3) [略]

(分任貯蔵品出納員が備え付ける帳簿)

第 72 条 分任貯蔵品出納員は，前条に規定する事務を処理するため，



め、次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 材料受払簿

(3) 不用品受払簿

第73条 削除

第76条 削除

(受入れ)

第78条 貯蔵品出納員又は分任貯蔵品出納員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貯蔵品勘定に受け入れて整理しなければならない。

(1)～(4) [略]

(請求及び払出し)

第81条 貯蔵品出納員は、分任貯蔵品出納員からの請求に基づき、貯蔵品出納員が保管する貯蔵品の払出しを行う。

次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 配水工事資材使用実績表又は材料受払簿

(貯蔵品取扱員)

第73条 貯蔵品取扱員は、分任貯蔵品出納員の事務を補助するため、貯蔵品から払出しを受けた決算品並びに貯蔵品の受払い及び整理事務に従事する。

(配水資材準備要求書の提出)

第76条 主管課長は、工事ごとに配水資材準備要求書を貯蔵品出納員の指定する日までに、貯蔵品出納員に提出しなければならない。

(受入れ)

第78条 貯蔵品出納員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貯蔵品勘定に受け入れて整理しなければならない。

(1)～(4) [略]

(請求及び払出し)

第81条 貯蔵品出納員は、分任貯蔵品出納員から貯蔵品の払出し請求があつたときは、在庫品については払出しを、その他のものについ

2, 3 [略]

(処分方法)

第 87 条 貯蔵品出納員又は分任貯蔵品出納員は、前条の規定により不用の決定をしたたな卸資産を、次の各号に掲げるところにより処分する。

(1), (2) [略]

第 88 条 削除

(整理方法)

第 89 条 決算品の受払いについては、材料受払簿により整理しなければならない。

(受入手続)

第 90 条 貯蔵品からの受け入れは、資材受払票（出庫用）の払出通知書により行う。

ては直ちに購入して請求に応じなければならない。

2, 3 [略]

(処分方法)

第 87 条 貯蔵品出納員は、前条の規定により不用の決定をしたたな卸資産を、次の各号に掲げるところにより処分する。

(1), (2) [略]

(購入請求)

第 88 条 分任貯蔵品出納員は、たな卸資産を購入し又は払出しを受けようとするときは、注文書及び資材受払票（出庫用）により行う。

(整理方法)

第 89 条 決算品の受払いについては、配水工事資材使用実績表又は材料受払簿により整理しなければならない。

(受入手続)

第 90 条 受入事務は、次の各号により行う。

(1) 貯蔵品から受け入れたとき

資材受払票（出庫用）の払出通知書

(2) 材料を保管転換したとき

資材受払票（保管転換用）の

払出通知書

(3) 発生品を受け入れたとき

資材受払票（発生品用）の受  
入兼受領書

（払出手続）

第 91 条 払出事務は、次の各号に掲げる伝票に基づいて行う。

(1) 材料を請求するとき

材料請求伝票，資材受払票  
（出庫用）

出庫伝票（修繕工事用）

(2) [略]

(3) 発生品を返納するとき 資材  
受払票（発生品用）

(4) 亡失，損傷その他事故による  
とき 材料異動通知書

(5) 材料を保管転換するとき 資  
材受払票（保管転換用）

（工事残品の返納）

第 92 条 分任貯蔵品出納員は、購入  
又は貯蔵品から払出しを受けた材  
料で、工事その他により残品が生  
じたときは、資材受払票（返納用）  
により速やかに現品を貯蔵品出納  
員に返納しなければならない。

（発生品）

第 93 条 分任貯蔵品出納員は、次の  
各号のいずれかに該当するものが

（払出手続）

第 91 条 払出事務は、次の各号に掲げる伝票に基づいて行う。

(1) 材料を請求するとき

資材受払票（出庫用）

出庫伝票（修繕工事用）

(2) [略]

(3) 発生品を貯蔵品として返納す  
るとき 資材受払票（発生品用）

（工事残品の返納）

第 92 条 分任貯蔵品出納員は、貯蔵品から払出しを受けた材料で、工事その他により残品が生じたときは、資材受払票（返納用）により速やかに現品を貯蔵品として返納しなければならない。

（発生品）

第 93 条 発生品が生じたときは、  
速やかに貯蔵品への返納又は不

用品の決定を行わなければならない。

(所属)

第101条 2以上の課若しくは事業所に関係のある固定資産又は所属が不明な固定資産は、関係課長（東部センター、北センター及び水質試験所の所長並びに第3類事業所長を含む。以下同じ。）及び経営企画課長に合議のうえ、その所属を定める。

2 [略]

あるときは、これを発生品とし、発生品が生じたときは、資材受払票（発生品用）を添付して、貯蔵品出納員に送付しなければならない。

(1) 工事の施行に伴い撤去品があるとき。

(2) 陳腐化又は破損、腐食及び磨滅等が生じたとき。

(3) 不用屑が生じたとき。

(所属)

第101条 2以上の課（第1類、第2類事業所を含む。）に関係のある固定資産又は所属が不明な固定資産は、関係課長（第1類事業所の副所長、第2類事業所長を含む。以下同じ。）及び経営企画課長に合議のうえ、その所属を定める。

2 [略]

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局会計規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第4号

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程

(神戸市水道局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局分課規程(平成24年3月神戸市水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>政策調整課</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>施設課</u></p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課<u>及び係</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>総務係</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>職員係</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>計画調整課</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>調査係</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>広報活用係</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>計画係</u></p>

配水課

お客さまサービス課

2 前項のほか、必要があるときは事業所を設けることができる。

3 [略]

(課長等)

第3条 課に課長を置く。

2 管理者が必要と認めるときは、局に副局長、担当部長及び担当課長を、課に担当係長を置くことができる。

(担任意務)

第4条 [略]

2 担当部長及び担当課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所掌

配水課

事務係

配水係

管路設計係

給水係

お客様サービス課

お客様サービス係

施設課

事務係

浄水係

設計係

機械係

電機係

営繕係

2 前項のほか、必要があるときは事業所を設けることがある。

3 [略]

(課長等)

第3条 課に課長、係に係長を置く。

2 管理者が必要と認めるときは、担当局長、副局長、担当部長、担当課長及び担当係長を置くことができる。

(担任意務)

第4条 [略]

2 係長は、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

事務を担当する職員（担当部長にあつては局長，副局長及び担当部長を，担当課長にあつては，局長，副局長，担当部長，課長及び担当課長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

3 担当係長は，上司の命を受け，所掌事務を主任し，所属職員又は所掌事務を担当する職員（局長，副局長，担当部長，課長，担当課長及び担当係長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

4 [略]

（代行）

第5条 [略]

2 副局長（水道技術管理者を含む）に事故があるとき又は副局長（水道技術管理者を含む）が欠けたときは，当該事務に関し担当部長，課長又は担当課長がその事務を代行する。

3 担当部長に事故があるとき又は担当部長が欠けたときは，当該事務に関し課長又は担当課長がその事務を代行する。

3 担当局長は，事務に参画する。

4 担当部長及び担当課長は，上司の命令を受け，管理者の定める事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

5 担当係長は，管理者の定める事務を主任し，所属職員を指揮監督する。

6 [略]

（代行）

第5条 [略]

2 副局長，担当部長に事故があるときは，当該事務に関し所管課長又は担当課長がその事務を代行する。

4 課長若しくは担当課長に事故があるとき又は課長若しくは担当課長が欠けたときは、当該事務に関し担当係長がその事務を代行する。

(専決事項)

第6条 副局長，担当部長，課長及び担当課長は，別に定める事項を専決することができる。

(分掌事務)

第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は，次のとおりとする。

経営企画課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総合調整に関すること。

(2) 局の経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。

(3) 財政計画及び資金計画に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) 公有財産管理事務の調整に関すること。

(6) 不動産の取得，借入れ及び処分の手続きに関すること。

(7) 法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。

3 課長又は担当課長に事故があるときは，当該事務に関し所管係長又は担当係長がその事務を代行する。

(専決事項)

第6条 副局長，部長，担当部長，課長及び担当課長は，別に定める事項を専決することができる。

(分掌事務)

第7条 第2条第1項の組織の分掌事務は，次のとおりとする。

経営企画課

総務係

(1) 局及び課に属する庶務及び局内事務の連絡調整に関すること。

(2) 渉外事務に関すること。

(3) ほう賞金及び表彰に関すること。 (ただし，職員に対するものを除く。)

(4) 文書に関すること。

(5) 公印の管守に関すること。

(6) 広報及び広聴事務に係る連絡調整に関すること。

(7) 庁舎の管理に関すること。



(8) 争訟の統轄に関すること。

(9) 会計事務の総括に関すること。

(10) 現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。

(11) [略]

(12) 局の契約事務に関すること。

(13) 職員の表彰並びに懲戒及び分限に関すること。

(14) 人材育成及び研修体制に関すること。

(15) 給与、勤務時間その他労働条件に関すること。

(16) 職員の福利厚生に関すること。

(17) 情報システムに関すること。

(8) 加入電話の管理に関すること。

(9) 神戸市水道サービス公社に関すること。

(10) 局のコンプライアンスの推進に関すること。

(11) [略]

(12) 局に属する物品の購入及び賃借契約、工事及び製造その他の請負契約、委託契約並びに不用物品の売却契約に関すること。

(13) 法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。

(14) 争訟の統轄に関すること。

(15) 金銭出納証票の審査に関すること。

(16) 現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。

(17) 担保金の管理に関すること。

(18) 金融機関との契約及び連絡に関すること。

(19) 金融機関の検査に関すること。

(20) 局内金銭出納事務の調整に関すること。

(21) 収入及び支出の認証に関すること。

(22) 局の物品(たな卸資産を除く。)  
の総括。

(23) 局に関する予算の編成並びに  
管理に関すること。

(24) 財政計画及び資金計画に関す  
ること。

(25) 決算並びに必要な諸表の作成  
に関すること。

(26) 市会議案に関すること。

(27) 企業債及び一時借入金に関す  
ること。

(28) 一時貸付金に関すること。

(29) 基金及び積立金の管理に関す  
ること。

(30) 剰余金の処分及び積立金に関  
すること。

(31) 計理及び業務状況の報告に関  
すること。

(32) 固定資産の総括事務及び管理  
に関すること。

(33) その他財務に関すること。

(34) その他特に命じられた事項に  
関すること。

#### 職員係

(1) 職制に関すること。

(2) 職員の人事に関すること。

(3) 職員の服務に関すること。

- (4) 職員の公傷病に関すること。
- (5) 職員の給与に関すること。
- (6) 労働組合に関すること。
- (7) 職員の表彰並びに懲戒及び分限に関すること。
- (8) 水道局職員分限懲戒審査会に関すること。
- (9) 職員の安全管理に関すること。
- (10) 研修施設の管理運営に関すること。
- (11) 職員の衛生管理に関すること。
- (12) 水道局職員衛生管理審査会に関すること。
- (13) 職員の福利厚生及び慰安教養に関すること。
- (14) 被服制度に関すること。
- (15) 職員の研修に関すること。
- (16) 情報システムの計画、開発、運用及び保守(他の所管に属するものを除く。)並びに関係課との連絡調整に関すること。
- (17) 情報セキュリティ対策の総合的な推進、指導及び調整に関すること。

政策調整課

計画調整課

調査係

- (1) 課に属する庶務に関すること。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(2)～(4) [略]

(5) 原価計算及び経営分析に関する  
こと。

(6) [略]

(7) 阪神水道企業団に関すること。

(8) 兵庫県水道用水供給事業に関する  
こと。

(9) 上下水道事業審議会の庶務（水  
道局所管に限る。）に関すること。

(10) その他経営に関する重要事項  
の調査統計及び企画に関すること。  
広報活用係

(1) 水道事業に関わる広報・コミュ  
ニケーションの推進に関すること。

(2) 水の科学博物館の管理運営に関  
すること。

(3) 水道局指定管理者選定評価委員  
会に関すること。

(4) 羽束川・波豆川流域水質保全協  
議会に関すること。

(5) 付帯事業に関すること。

(6) 公有財産管理事務の調整に関す  
ること。

(7) 不動産の取得，借入れ及び処分  
の手続きに関すること。

(8) 不動産の取得及び借り入れに伴  
う補償に関すること。

(5) 局の基幹的施策の立案及び調整  
に関すること

(6), (7) [略]

(8), (9) [略]

#### 施設課

(1) 導, 送, 貯, 浄, 配水施設 (他の所管に属する管を除く。)の維持,  
改良工事に関すること。

(2) 浄水の技術的調査に関するこ  
と。

(3) 水量調整及び統計に関するこ  
と。(他の所管に属するものを除  
く。)

(9) 貯水池等及び建物の保険に關す  
ること。

#### 計画係

(1) 局の基本的施策の立案及び調整  
に関すること。

(2), (3) [略]

(4) 民営簡易水道統合及び未普及地  
区解消に係る計画の立案に関する  
こと。(この管理規程及び事業所規  
程において,他の課及び事業所の事  
務分掌とされているものを除く。)

(5) 水資源確保 (中水道・海水淡水  
化・地下水等)に係る調査及び研究  
に関すること。

(6), (7) [略]

(8) 重要事項 (管理者の指定するも  
のに限る)の調査及び計画に関する  
こと。

- (4) 特殊構造物の調査，研究，構造解析，設計及び検査に関すること。
- (5) 構造設計の改善に関すること。
- (6) 土木積算に関する連絡及び調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (7) 機械及び電気設備に関すること。
- (8) 防災行政無線通信設備の保守管理に関すること。
- (9) 営繕に関すること。

## 配水課

- (1) 導，送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管の維持，改良工事に関すること。
- (2) 管路情報管理システムの管理及び運用に関すること。
- (3) 漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
- (4) 水圧の調査及び統計に関すること。
- (5) 漏水修繕の調査及び統計に関する

## 配水課

## 事務係

- (1) 課に属する庶務並びに副局長（水道技術管理者）の所掌する課に関する事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 導，送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持，改良工事の事務に関すること。
- (3) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の事務に関すること。
- (4) 配水管の受託工事の事務に関すること。
- (5) 配水管整備増強工事の事務に関すること。
- (6) 基幹施設整備工事のうち送，配

ること。

(6) 土木積算に関する調査，連絡，調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

(7) 指定給水装置工事事業者に関すること。

(8) 給水装置工事の審査，検査及び技術的企画に関すること。

(9) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。

(10) 工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。

水管工事（管理者の指定するものを除く。）の事務に関すること。

(7) 団地給水工事（送，配水管工事に限る。）の事務に関すること。

(8) 工業用水道の配水管の維持，改良工事の事務に関すること。

(9) 指定給水装置工事事業者及び指定工業用水道工事事業者に関すること。

(10) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る連絡及び調整並びにこれらに付随する事務に関すること。

(11) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に関すること。

(12) 工事負担金等の契約及びこれに付随する事務に関すること。

(13) 地下水等併用水道の事務に関すること。

(14) 神戸市工業用水道条例の違反事項の調査及び処理に関すること。

(15) 工業用水道に関する調査及び研究に関すること。

(11), (12) [略]

(13) 水道のメーター（他の所管に属するものを除く。） に関すること。

(16), (17) [略]

(18) 工業用水道のメーター に関すること。

(19) 期間満了メーター に関すること。

(20) 悪質事業者対策 に関すること。

(21) 水道メーターの維持作業 に関すること（ただし、事業所規程において、センターの事務分掌とされているものを除く。）。

#### 配水係

(1) センター工事係 に関する連絡調整 に関すること。

(2) 配水管の維持管理 に関すること。

(3) 漏水防止工事の企画及び調査 に関すること。

(4) 水圧の調査及び統計 に関すること。

(5) 漏水修繕の調査及び統計 に関すること。

(6) 導，送，配水管工事の出来形整理及び統計 に関すること。

(7) 管路情報管理システム の管理及び運用に関すること。

(8) 工業用水道の配水管の維持管理 に関すること。



(14) 貯蔵品の管理に関すること。

(9) 道路工事調整協議会との連絡及び調整に関すること。

管路設計係

(1) 導, 送水管 (管理者の指定するものを除く。) 及び配水管の維持, 改良工事の調査, 設計及び検査に関すること。

(2) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の調査, 設計及び検査に関すること。

(3) 配水管の受託工事の調査, 設計及び検査に関すること。

(4) 団地給水工事 (送, 配水管工事に限る。) の調査, 設計及び検査に関すること。

(5) 配水管整備増強工事の調査, 設計及び検査に関すること。

(6) 基幹施設整備工事のうち送, 配水管工事 (管理者の指定するものを除く。) の調査, 設計及び検査に関すること。

(7) 工業用水道の配水管の維持, 改良工事の調査, 設計及び検査に関すること。

(8) 土木積算に関する調査, 連絡, 調整に関すること。(施設課の所管に属するものを除く。)

給水係

- (1) 給水装置工事の検査及び技術的企画に関すること。
- (2) 給水工事材料の規格統一に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者の監督に関すること。
- (4) 地下水等併用水道に係る技術的支援, 助言及び指導に関すること。
- (5) 開発行為等に伴う給水, 民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る技術的支援, 助言及び指導に関すること。
- (6) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に係る技術的支援, 助言及び指導に関すること。
- (7) 開発行為等に伴う給水工事の連絡調整に係る技術的支援, 助言及び指導に関すること。(給水装置工事を除く。)
- (8) 工事負担金等の積算に関すること。
- (9) 工業用水道の給水施設に係る技術的支援, 助言及び指導に関すること。

お客さまサービス課

お客さまサービス課

(1)～(3) [略]

(4) 車両の保険及び整備の指導に関すること。

お客さまサービス係

(1) 課に属する庶務に関すること。

(2) センターお客さま係に関連する連絡調整に関すること。

(3) 神戸市水道条例の違反事項の調査及び処理に関すること。

(4) 車両の保険及び整備の指導に関すること。

(5)～(7) [略]

施設課

事務係

(1) 課に属する庶務並びに浄水管理センター及び水質試験所に関する事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持、改良工事の事務に関すること。

(3) 基幹施設整備工事の事務に関すること。

(4) 団地給水工事の事務に関すること。（ただし、この管理規程及び事業所規程において、他の課及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）

(5) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の事務に関すること。

(6) 営繕工事の事務に関すること。

#### 浄水係

(1) 浄水管理センター及び水質試験所の連絡調整に関すること。

(2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。

(3) 基幹施設整備工事（管理者の指定するものに限る。）の調査，設計及び検査に関すること。

(4) 浄水の技術的調査に関すること。

(5) 水量調整及び統計に関すること。（ただし，事業所規程において，浄水管理センターの事務分掌とされているものを除く）

(6) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に関すること。

#### 設計係

(1) 基幹施設整備工事の調査，設計及び検査に関すること。（ただし，

この管理規程及び事業所規程において、他の課、係及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）

(2) 団地給水工事（送、配水管工事を除く。）の調査、設計及び検査に関すること。

(3) 土木技術に関する連絡及び調整に関すること。

(4) 特殊構造物の調査、研究、構造解析、設計及び検査に関すること。

(5) 構造設計の改善に関すること。

(6) 土木積算に関する連絡及び調整に関すること。（配水課の所管に属するものを除く。）

#### 機械係

(1) 機械設備工事の調査、設計、検査及び施行に関すること。

#### 電機係

(1) 電気設備工事の調査、設計、検査及び施行に関すること。

(2) 防災行政無線通信設備の保守管理に関すること。

#### 営繕係

(1) 建築物の工事に係る調査、設計、検査及び施行に関すること。

(2) その他営繕に関すること。

(神戸市水道局事業所規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局事業所規程(平成24年3月神戸市水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(事業所の設置及び分類)			(事業所の設置及び分類)		
第2条 事業所を次の表のとおり設置し、第2類、第3類に区分する。			第2条 事業所を次の通り設置し、第1類、第2類、第3類に区分する。		
名称	所属	区分	種別	所属	事業所名
浄水管理センター	水道局	第2類	第1類	水道局	中部センター，西部センター，垂水センター
水質試験所					
東部センター，中部センター，北センター，西部センター，垂水センター					
上ヶ原浄水事務所	浄水管理センター	第3類	第3類	浄水管 理セン ター	浄水管理センター
千苅浄水事務所					上ヶ原浄水事務所 北神浄水事務所

2 [略]

2 [略]

(センターの内部組織)

第3条 センターに次の係を置く。

お客さま係

工事係

(センターの事務分掌)

第4条 前条の内部組織の事務分掌

は、次のとおりとする。

お客さま係

(1) センターに属する庶務に関する  
こと。

(2) 水道料金その他諸収入金の調  
定、収納及び還付に関すること。

(3) 使用水量の査定及び調査に関す  
ること。

(4) 水道料金その他諸収入金の未納  
整理に関すること。

(5) 神戸市水道条例違反の調査及び  
報告に関すること。

(6) センターにおける広報及び相談  
並びにお客様サービスの企画及び  
推進に関すること。

(7) センターに属する業務に付随す  
る事務(工事係の所管に属するもの  
を除く。)に関すること。

工事係

(1) 給水装置工事の設計実施及び調

査に関すること。

(2) 給水装置の維持修繕に関する  
こと。

(3) 貯蔵品の受払及び管理に関する  
こと。

(4) 水道メーター（ただし、口径50  
ミリメートル以上の大型メーター  
を除く。）の維持作業に関すること。

(5) 配水操作に関すること。

(6) 導，送水管（管理者の指定する  
ものを除く。）及び配水管の維持管  
理並びに一部給水管の修理に関す  
ること。

(7) 導，送水管（管理者の指定する  
ものを除く。）及び配水管の維持，  
改良工事の施行に関すること。

(8) 配水管整備増強工事の施行に関  
すること。

(9) 都市計画事業に伴う配水管の整  
備工事の施行に関すること。

(10) 漏水防止工事の施行に関する  
こと。

(11) 配水管の受託工事の施行に関  
すること。

(12) 基幹施設整備工事のうち送，配  
水管工事（管理者の指定するもの  
を除く。）の施行に関すること。



(13) 団地給水工事（送，配水管工事に限る。）の施行に関すること。

(14) 工業用水道の配水管の維持管理及び一部給水施設の修理に関すること（北センター及び垂水センターを除く。）。

(15) 工業用水道の配水管の維持，改良工事の施行に関すること（北センター及び垂水センターを除く。）。

(16) 水道メーターの管理に関すること（ただし，西部センターのみ。）。

(17) 不用品の受払，保管及び処分に関すること（ただし，西部センターのみ。）。

(18) 貯蔵品（配水工事材料に限る。）管理の調査研究及び改善に関すること（ただし，西部センターのみ。）。

（浄水管理センターの事務分掌）

（浄水管理センターの内部組織）

第5条 浄水管理センターに次の係を置く。

事務係

保全係

設備係

工事係

第3条 浄水管理センターの事務分掌は，次のとおりとする。

第6条 浄水管理センターの事務分掌は，次のとおりとする。

事務係

(1) 貯水，浄水に関すること。

(2) 施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 上水道水源のかん養に関すること。

(4) 水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(5) テレメータ子局更新の施工管理に関すること。

(6) 国際インフラ協力事業に関すること。

(1) センターに属する庶務に関すること。

(2) センターに属する業務（浄水事務所の所管に属するものを除く。）に付随する事務に関すること。

(3) 水の科学博物館の運営に関すること。（ただし，分課規程において計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）

保全係

設備係

（係別事務分掌は管理者が定める。）

(1) 貯水，浄水に関すること。

(2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持，改良工事（他の係，他の事業所の事務分掌とされているものを除く。）の施行に関すること。

(3) 上水道水源のかん養に関すること。

(4) 水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。

(5) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。

(6) 基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関する

ること。

(7) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持，改良工事の施行に関すること。

(8) 水の科学博物館の管理に関すること。（ただし，分課規程において計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）

(9) テレメータ子局更新の施工管理に関すること。

(10) 基幹施設の再整備に関する計画及び調整に関すること。

(11) 国際インフラ協力事業に関すること。

#### 工事係

(1) 基幹施設整備工事（送，配水管工事にあつては，管理者の指定するものに限る。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。

(2) 団地給水工事（送，配水管工事を除く。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。

(3) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事（管理者の指定するものに限

(水質試験所の事務分掌)

第4条 水質試験所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道の浄化過程の調査、研究に関すること。
- (2) 水質試験に関すること。

(センターの事務分掌)

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金その他収入の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 使用水量の査定及び調査に関すること。

る。）の施行に関すること。

- (4) 工業用水道の導、送、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持、改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。

(水質試験所の事務分掌)

第7条 水質試験所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水源の水質保全に伴う水質調査に関すること。
- (2) 浄水、送配水及び給水過程の水質試験に関すること。
- (3) 浄水処理及び水質の調査及び研究に関すること。
- (4) 工業用水道及び簡易水道の水質試験に関すること。
- (5) その他の水質試験及びこれに付随する事務に関すること。

(3) センターにおける広報及び相談並びにお客さまサービスの企画及び推進に関すること。

(4) 貯蔵品の受払及び管理に関すること。

(5) 水道メーター（ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。

(6) 配水操作に関すること。

(7) 導，送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管の維持，改良工事の施行に関すること。

(8) 漏水防止工事の施行に関すること。

（上ヶ原浄水事務所の事務分掌）

第6条 上ヶ原浄水事務所の所管施設は上ヶ原浄水場，千苺導水路，工業用水道事業に係る施設とする。

2 上ヶ原浄水事務所の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 浄水に関すること。

(2) 施設の維持管理に関すること。

(3) 水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 工業用水道の取水，浄水に関すること。

第8条 第3類の事業所の事務分掌は，別表第2のとおりとする。

(千叅浄水事務所の事務分掌)

第7条 千叅浄水事務所の所管施設は北区管内の貯、浄、配水施設(他の所管に属する管を除く。)とする。

2 千叅浄水事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 貯水、浄水に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 上水道水源のかん養に関すること。
- (4) 基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(所長等)

第8条 浄水管理センター、水質試験所、センター、上ヶ原浄水事務所及び千叅浄水事務所に所長を置く。

2 管理者が必要と認めるときは、各事業所に担当部長、担当課長及び担当係長を置くことができる。

3 [略]

4 担当部長及び担当課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所掌事務を担当する職員(担当部長にあつては局長、副局長及び担当部長を、

(所長等)

第9条 センター(東部センター及び北センターを除く。)に所長、副所長及び係長を、浄水管理センター、東部センター及び北センターに所長及び係長を、水質試験所に所長を、第3類事業所に所長を置く。

2 管理者が必要と認めるときは、各事業所に担当課長及び担当係長を置くことができる。

3 [略]

4 副所長は、上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

担当課長にあつては、局長、副局長、担当部長及び担当課長その他これらに準ずる者を除く。)を指揮監督する。

5 担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（局長、副局長、担当部長、担当課長及び担当係長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

6 所長に事故があるときは、当該事務に関し担当課長又は担当係長若しくはあらかじめ主管課長の定める者がその事務を代行する。

第9条 前条に定める所長等は、業務改革推進本部における業務等の見直しに関して、当該センターにおいて必要となる取組みや調整等を行う。

第10条 担当部長、所長及び担当課長は、別に定める事項を専決することができる。

5 担当課長は、上司の命を受け、管理者の定める事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 係長は、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

7 担当係長は、管理者の定める事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

8 所長に事故があるときは、当該事務に関し副所長、担当課長又は所管係長又は担当係長若しくはあらかじめ主管課長の定める者がその事務を代行する。

第9条の2 第9条に定める所長等は、業務改革推進本部における業務等の見直しに関して、当該センターにおいて必要となる取組みや調整等を行う。

第10条 第1類事業所長、第2類事業所長及び第3類事業所長は、別に定める事項を専決することができる。

第11条～第14条 [略]

第11条 所長は、別に定める帳簿の外、次に掲げる帳簿を整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 職員名簿
- (3) 事務日誌
- (4) 文書整理簿
- (5) 予算経理簿
- (6) 現金及び有価証券取扱簿

第12条～第15条 [略]

別表第2（第8条関係）

浄水管理センター上ヶ原浄水事務所  
（所管施設 上ヶ原浄水場，千苅導水路，工業用水道事業に係る施設）

- (1) 浄水に関すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持，改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。
- (3) 水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (4) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (5) 基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関すること。



(6) 工業用水道の取水,浄水に関すること。

(7) 工業用水道の導,送,浄,配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の維持管理並びに維持,改良工事の施行に関すること。

(8) 前各号に付随する事務に関すること。

浄水管理センター北神浄水事務所

(所管施設 北区管内の貯,浄,配水施設(配水課の所管に属する管を除く。))

(1) 貯水,浄水に関すること。

(2) 貯,浄,配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の維持管理並びに維持,改良工事の施行に関すること。

(3) 上水道水源のかん養に関すること。

(4) 水量調整及び統計(管理者の指定するものに限る。)に関すること。

(5) 機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。

(6) 基幹施設整備工事の施行(管理者の指定するものに限る。)に関すること。

(7) 前各号に付随する事務に関すること。

(神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程（平成27年3月神戸市水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者	法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者
第1号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長,水道局東部センター工事担当課長,水道局北センター所長並びに水道局中部センター,西部センター及び垂水センターのセンター担当課長	第1号に掲げる事務	水道局浄水管理センター所長,水道局北センター所長,水道局センターの副所長,水道局東部センター工事担当課長

第2号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>担当部長及び水道局施設課長</u>	第2号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>所長</u>
第3号に掲げる事務	水道局 <u>給水担当課長</u>	第3号に掲げる事務	水道局 <u>北センター所長</u> ，水道局センターの副所長，水道局東部センター工事担当課長
第4号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長及び水道局水質試験所長	第4号に掲げる事務	水道局水質試験所長
第5号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>担当部長</u>	第5号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>所長</u>
第6号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>担当部長</u>	第6号に掲げる事務	水道局浄水管理センター <u>所長</u>
第7号に掲げる事務	水道局 <u>施設課長及び水道局配水課長</u>	第7号に掲げる事務	水道局 <u>配水課長</u> ，水道局 <u>施設課長</u>

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第4条 水道局副局長等専決規程（昭和35年7月神戸市水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、水道局の副局長，担当部長，課長，担当課長及び事業所長（以下「副局長等」という。）が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、水道局の副局長，<u>部長</u>，担当部長，課長，担当課長，<u>第1類事業所の所長</u>，<u>副所長並びに第2類及び第3類</u>事業所長（以下「副局長等」という。）が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1

人事関係事務

決裁区副局長, 分長, 共通	業務改革担当課長	総務担当課長	課長, 担当課長, 共通	第1類事業所副所長, 担当課長, 共通	第2類事業所所長, 担当課長, 共通	第3類事業所事業所長	備考
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
会計年度任用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
臨時的任用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
会計年度任用職員の退職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
給支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

改正後

別表第1

人事関係事務

決裁区副局長, 分長, 共通	業務改革担当課長	総務担当課長	課長, 担当課長, 共通	第2類事業所水質管理センター担当部長, 水質試験所, 東部センター, 中部センター, 西部センター, 一・垂水センター, 一の担当部長, 共通	第3類事業所担当課長	備考
決裁事項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
会計年度任用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
臨時的任用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
会計年度任用職員の退職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
給支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	





別表第2  
財務関係事務

決裁区分 副局長	副局長 (水道技術管理者) (※印は、経営企画課長(明由副局長に合意すること)のみ)	監理担当課長 その他の特定期長(明由副局長に合意すること)	課長、担当課長共通 (※印は、経営企画課長に合意すること)	第1類事業所 副所長、担当課長共通 (※印は、経営企画課長に合意すること)	第2類事業所 所長、担当課長共通 (ただし、明記のときはその事業所長及び担当課長)	第3類事業所 課長 (※印は、経営企画課長に合意すること)	備考
決裁事項 調達	契約	[略]	①100万円以下	①100万円以下	①100万円以下	[略]	水課長、施設課長、浄水管理セン

別表第2  
財務関係事務

決裁区分 副局長	副局長 (水道技術管理者) (※印は、経営企画課長(明由副局長に合意すること)のみ)	監理担当課長 その他の特定期長(明由副局長に合意すること)	課長、担当課長共通 (※印は、経営企画課長に合意すること)	第2類事業所 浄水管理センター担当部長、中部センター一・西部センター一・垂水センター一(ただし、明記のときはその事業所長)	第3類事業所 水質試験センター所長、東部センター一所長、北西部センター一・西部センター一・垂水センター一(ただし、明記のときはその事業所長)	第3類事業所 担当課長 (※印は、経営企画課長に合意すること)	備考
決裁事項 調達	契約	[略]	①100万円以下	①100万円以下	①100万円以下	[略]	配水課長、施設課長、送水管理担当課長、中部





局長及び  
経営企画  
課長の決  
裁区分  
は、神戸  
市水道局  
契約事務  
取扱規程  
(昭和40  
年5月1  
日水規程  
第5号)  
第3条に  
規定する  
經理契約  
(以下  
「經理契  
約」とい  
う。)の  
場合に適  
用する。  
(5)「管  
理者が指  
定するも  
の」とは、  
災害応急  
に関する  
もの、新

金又は  
後納郵  
便料  
(金)

いて同  
じ。),  
ガス使  
用料,  
水道使  
用料,  
電気通  
信料金  
(電気  
通事事  
業法  
(昭和5  
9年法  
律第86  
号)第2  
条第5  
号に規  
定する  
電気通  
信事業  
者が提  
供する  
同条第  
3号に  
規定す  
る電気  
通役  
務に関  
する料

の項にお  
ける副局  
長及び監  
理担当課  
長の決裁  
区分は、神  
戸市水道  
局契約事  
務取扱規  
程(昭和40  
年5月1  
日水規程  
第5号)第  
3条に規  
定する經  
理契約(以  
下「經理契  
約」とい  
う。)の場  
合に適用  
する。  
(5)「管理  
者が指定  
するもの」  
とは、災害  
応急に関  
するもの、  
新聞及び

水道使  
用料,  
電気通  
信料金  
(電気  
通事事  
業法  
(昭和5  
9年法  
律第86  
号)第  
2条第  
5号に  
規定す  
る電気  
通事事  
業者が  
提供す  
る同条  
第3号  
に規定  
する電  
気通信  
役務に  
関する  
料金を  
いう。  
以下こ  
の項に

間、日本放送協会の受信料、有料道路自動料金収受システムを使用し、徴収される有料道路料金及び地方公営企業法施行令(昭和22年政令第403号)第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき、契約をいう。

金をいう。以下この項において同じ。)又は後納郵便料(金)

地方公営企業法施行令(昭和22年政令第403号)第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき、契約をいう。

において同じ。)又は後納郵便料(金)④全て(一般使用料等(貸借に係るものを除く。以下この項において同じ。))保険料(水道局保有財産に係るものを除く。以下この項において同じ。))

<p>及び証 明書登 行等に 係る手 数料)</p>	<p>経営 企画 課長 2,000 万円 以下</p>	<p>取得の決 定につい ては、管理 者の決裁 をうける こと。</p>	<p>(1) [略] (2) 契約 の項にお ける副局 長及び監 理担当課 長の決裁 区分は、経 理契約の 場合に適 用する。</p>
<p>取得の決 定につい ては、管 理者の決 裁をうけ ること。 (不動産 の取得は 経営企画 課長に合 議するこ と。)</p>	<p>計画 調整 課長 2,000 万円 以下</p>	<p>取得の決 定につい ては、管 理者の決 裁をうけ ること。 (不動産 の取得は 経営企画 課長に合 議するこ と。)</p>	<p>(1) [略] (2) 契約 の項にお ける副局 長及び監 理担当課 長の決裁 区分は、経 理契約の 場合に適 用する。</p>
<p>不動産，地 上権・地役 権その他 これらに 準ずる権 利の取得 の契約</p>	<p>[略]</p>	<p>請 負 工 事 ・ 製 造 施 行 決 定</p>	<p>① 1 億円 以下 (500 万円 以上 にあ つて は経 営企 画課</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

長に合議すること) ②500万円以下(単価契約工事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	合に適用する。
250万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び <u>経営企画</u>
1,000万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	課長の決
100万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	裁区分は、 <u>経営企画</u> は、 <u>経営企画</u> の場
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	合に適用する。 (3)
その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3) [略] (4) 「単価協定事
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	の項における副局長及び <u>監理担当課</u> 長の決
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区は、 <u>経営企画</u> の場合に適用する。
その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3) [略] (4) 「単価協定事
契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	の項における副局長及び <u>監理担当課</u> 長の決
その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	区は、 <u>経営企画</u> の場合に適用する。

<p>〔略〕 〔4〕「単価協定事項」については、<u>経営企画課長</u>が別に定める。</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>工事</p>	<p>1,000万円以下</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>委託又は</p>	<p>①1,000万円以下 ②1,000万円以下</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>受託</p>	<p>①2,000万円以下 ②500万円以下</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>委託又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>受託</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>委託又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>受託</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>「項」については、<u>監理担当課長</u>が別に定める。</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>金額は、見積金額を示す。</p>
<p>工事</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>20万円以下</p>
<p>委託又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>1,000万円以下</p>
<p>受託</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2,000万円以下</p>
<p>委託又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2,000万円以下</p>
<p>受託</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2,000万円以下</p>
<p>委託又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2,000万円以下</p>
<p>受託</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2,000万円以下</p>

売却	決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	500万円以下	[略]	〔(1)、(2) [略] (3) 契約の項における副局長及び
売却	契約	[略]	[略]	[略]	4,000万円以下	[略]	50万円以下	[略]	〔(1)、(2) [略] (3) 契約の項における副局長及び
売却	決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	500万円以下	[略]	〔(1)、(2) [略] (3) 契約の項における副局長及び
売却	契約	[略]	[略]	[略]	4,000万円以下	[略]	50万円以下	[略]	〔(1)、(2) [略] (3) 契約の項における副局長及び





損害賠償金， 示談金又はこれらに類するもの	決定 設計・仕様の一部変更 その他の契約事務	[略]	[略]	(1)，(2) [略] (3) <u>北セ</u> <u>ンター所</u> <u>長，中部セ</u> <u>ンター，西</u> <u>部センタ</u> <u>一及び垂</u> <u>水センタ</u> <u>一のセン</u> <u>ター担当</u> <u>課長並び</u> <u>に工事担</u> <u>当課長の</u> 決定事項 は，施工依 頼課長に 合議する こと。 (4) 契約 の項にお ける副局 長及び監 理担当課	損害賠償 金，示談金 又はこれら に類するもの	[略]	[略]	[略]	(1)，(2) [略] (3) <u>浄</u> <u>水管理セ</u> <u>ンター所</u> <u>長及び担</u> <u>当課長の</u> 決定事項 は，施工 依頼課長 に合議す ること。 (4) 契 約の項に おける副 局長及び <u>経営企画</u> 課長の決 裁区分 は，経理 契約の場 合に適用 する。
※ (担当 部長) 20%以下 ※ (担当 課長) 20%を超 えるもの かつ100 万円を超 えるもの	[略]	※ (所 長) 20%以 下 ※ (副 所長及 び担当 課長) 又は1 20%を 超える ものか つ100 万円を 超える もの	※ 3 万円 以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	



<p>(専決契約に係るもの) 浄水管理センター所長</p>	[略]	[略]		[略]
<p>以下(専決契約に係るもの) 30日以下(専決契約に係るもの)</p>	全て	※節		全て
	[略]	[略]		[略]
			節	
			[略]	
<p>約の延長</p>	貯蔵品の払出請求等	予算の流用	予算科目の新設	料金を、使用料、手数料
				収入の徴収等の事務
	[略]	[略]		[略]
<p>(専決契約に係るもの)</p>	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]	経営企画課長	[略]
		且	[略]	[略]
<p>貯蔵品の払出請求等</p>			[略]	料金を、使用料、手数料
<p>予算の流用</p>			[略]	料その他の収入
<p>予算科目の新設</p>			[略]	収入の徴収等の事務





次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
その他の事務		その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
副局長共通	[略]	副局長・ 部長共通	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経営企画 課長	1 [略]	経営企画 課長	1 [略]
	2 [略]		2 <u>落札人の決定に関する</u> <u>こと。</u>
	3 不動産の登記に関する <u>こと。</u>		3 [略]
監理担 当課長	落札人の決定に関するこ と。		
業務改革 担当課長	1 [略]	業務改革 担当課長	1 [略]
	2 <u>会計年度任用職員に対</u> <u>する児童手当の認定に関</u> <u>すること。</u>		
	3 職員に対する児童手当		2 職員に対する児童手当

	の支給に関する <u>こと。</u> (ただし会計年度任用職員を除く。)
総務事務 担当課長	[略]
施設課長	1 貯, 浄, 配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の修理に関する <u>こと。</u> 2 建物修繕の施工に関する <u>こと。</u>
配水課長	1 ~ 5 [略] 6 貯蔵品の総括に関する <u>こと。</u>
給水担 当課長	1 給水装置工事費等の分納の承認に関する <u>こと。</u> 2 指定給水装置工事事業者の下請負の承認に関する <u>こと。</u>
お客さま サービス 課長	1 業務統計に関する <u>こと。</u> 2 水道条例等水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及び処理に関する <u>こと。</u>
浄水管	1 重要でない照会, 回答,

	の支給に関する <u>こと。</u>
総務事務 担当課長	[略]
計画調 整課長	1 不動産の登記に関する <u>こと。</u>
お客さま サービス 課長	1 業務統計に関する <u>こと。</u> 2 水道条例等水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及び処理に関する <u>こと。</u>
配水課長	1 ~ 5 [略]
施設課長	1 貯, 浄, 配水施設(配水課の所管に属する管を除く。)の修理に関する <u>こと。</u> 2 建物修繕の施工に関する <u>こと。</u>

理センター担当部長	<p>通知，届出，申請，申告，報告，進達，副申，通達等に関する事。</p> <p>2 軽易定例なもの以外の証明に関する事。</p> <p>3 その他前2号に準ずる事項に関する事。</p>
水質試験所長	<p>1 軽易又は定例な照会，回答，通知，届出，申請，申告，報告，進達，副申，通達等に関する事。</p> <p>2 公文書の公開に係る軽易な事項に関する事。</p> <p>3 その他前2号に準ずる事項に関する事。</p>
東部センター所長及び北センター所長	<p>1 軽易又は定例な照会，回答，通知，届出，申請，申告，報告，進達，副申，通達等に関する事。</p> <p>2 公文書の公開に係る軽易な事項に関する事。</p> <p>3 給水停止に関する事。</p> <p>4 軽易又は定例な証明に関する事。</p> <p>5 水道条例等水道事業関係諸条例違反の調査報告に関する事。</p>



	<p>6 水量の認定に関する こと。(定標準によるもの。)</p> <p>7 受水タンク以下の各戸 徴収許可に関する こと。</p> <p>8 助成金(給水装置工 事関係)の交付決定及 び支出に関する こと。</p> <p>9 地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第171 条の5に基づく徴収停止 及び第171条の6に基 づく履行延期の特約等 に関する こと。</p> <p>10 その他前各号に準ず る事項に関する こと。</p>		
<p>中部セン ター、西 部センタ ー及び垂 水センタ ーの担当 部長</p>	<p>[略]</p>	<p>第一類事 業所長共 通</p>	<p>[略]</p>
<p>中部セン ター、西 部センタ ー及び垂 水センタ ーのセン</p>	<p>1～4 [略]</p>	<p>第一類事 業所副所 長共通</p>	<p>1～4 [略]</p> <p>5 給水装置工事費等の分 納の承認に関する こと。</p> <p>6 指定給水装置工事事 業者の下請負の承認に 関する こと。</p>

ター担当	5～8 [略]		7～10 [略]
課長			
垂水セン	[略]	第一類事	[略]
ター担当		業所担当	
部長並び		課長共通	
に中部セ			
ンター及			
び西部セ			
ンターの			
お客さま			
担当課長			
		西部セ	貯蔵品の総括に関するこ
		ンター	と。
		副所長	
		第二類	1 軽易又は定例な照会，
		事業所	回答，通知，届出，申請，
		長共通	申告，報告，進達，副申，
			通達等に関する事
			2 公文書の公開に係る軽
			易な事項に関する事
			3 その他前各号に準ずる
			事項に関する事
			と。
		東部セ	1 給水停止に関するこ
		ンター	と。
		所長及	2 軽易又は定例な証明に
		び北セ	関すること。
		ンター	3 水道条例等水道事業関
		所長	係諸条例違反の調査報告

			<p>に関すること。</p> <p>4 水量の認定に関する こと。(定標準によるもの。)</p> <p>5 給水装置工事費等の分 納の承認に関すること。</p> <p>6 指定給水装置工事業 者の下請負の承認に関す ること。</p> <p>7 受水タンク以下の各戸 徴収許可に関すること。</p> <p>8 助成金(給水装置工事 関係)の交付決定及び支 出に関すること。</p> <p>9 地方自治法施行令(昭 和22年政令第16号)第171 条の5に基づく徴収停止 及び第171条の6に基づく 履行延期の特約等に関す ること。</p> <p>10 その他前各号に準ずる 事項に関すること。</p>
<p>係長・担 当係長共 通</p>	<p>[略]</p>	<p>係長・担 当係長共 通</p>	<p>[略]</p>

(水道局職員職名規程の一部改正)

第5条 水道局職員職名規程(昭和31年8月神戸市水道管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
補職名	職名		補職名	職名	
[略]	[略]		[略]	[略]	
所長	[略]		所長	[略]	
			副所長	同上	
			総括総班長	事務職員	
			総班長	同上	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
職名	職種名	職種名の総称区分	職名	職種名	職種名の総称区分
技術職員	作業手	[略]	技術職員	作業手, 作業手	[略]
			員	助手	

(係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程の一部改正)  
第6条 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程(昭和40年5月神戸市水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 担当部長その他これらに準ずる者</p> <p>(2) 課長 課長，担当課長，<u>水質試験所長</u>，<u>東部センター所長</u>，<u>北センター所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(3) 係長 担当係長その他これらに準ずる者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 <u>部長</u>，<u>担当部長</u>，<u>第1類事業所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(2) 課長 課長，担当課長，<u>第2類事業所長</u>その他これらに準ずる者</p> <p>(3) 係長 <u>係長</u>，<u>担当係長</u>，<u>第3類事業所長</u>その他これらに準ずる者</p>

(管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程)

第7条 管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員は、次の各号に掲げる職にある職員とする。

- (1) [略]
- (2) 担当部長
  
- (3) 課長，担当課長，水質試験所長，東部センター所長及び北センター所長

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職員は、次の各号に掲げる職にある職員とする。

- (1) [略]
- (2) 部長，担当部長及びセンター所長（東部センター所長及び北センター所長を除く。）
- (3) 課長，担当課長，センター副所長，東部センター所長，北センター所長，浄水管理センター所長及び水質試験所長

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局分課規程、神戸市水道局事業所規程、神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程、水道局副局長等専決規程、水道局職員職名規程、係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程及び管理又は監督の地位にある職員の指定に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**神戸市水道告示第3号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年5月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
アクア・プロ株式会社	兵庫県神戸市 西区玉津町小 山431番地B -12号	代表取締役 武田 幸治	アクア・プロ株式会社	兵庫県神戸市 西区玉津町小 山431番地B -12号	令和3年4 月30日
有限会社ワキタ総合	大阪府貝塚市 名越878番地	代表取締役 脇田 淳一	有限会社ワキタ総合	大阪府貝塚市 名越878番地	令和3年4 月30日
株式会社ケイテック	西区伊川谷町 有瀬24番地の 3	代表取締役 川合 篤	株式会社ケイテック	西区伊川谷町 有瀬24番地の 3	令和3年4 月30日

**神戸市水道公告第9号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

- 1 落札に係る物品の名称  
口径20mm水道メーター（新調品）購入（単価契約）
- 2 数量（数量はあくまでも予定数量であり、増減する場合があります）  
40,000個
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市水道局経営企画課（電話番号078-322-5880）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎4号館6階
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

- 5 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 6 落札者の氏名及び住所  
柏原計器工業 株式会社  
代表取締役 三浦 直人  
大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
- 7 落札金額  
1個あたり2,450円(税抜)  
(支払時には、採用単価に数量等に乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算する)
- 8 契約の相手方を決定した手続  
規程第9条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 9 規程第21条の7第1項において読み替える規程第6条の規定による公告を行った日  
令和3年2月3日

#### 神戸市水道公告第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。)第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月18日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

- 1 落札に係る特定役務の名称  
口径20mm水道メーター(修理品)(単価契約)
- 2 数量(数量はあくまでも予定数量であり、増減する場合があります)  
45,000個
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市水道局経営企画課(電話番号078-322-5880)  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)  
神戸市役所本庁舎4号館6階
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5159)  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)  
神戸市役所本庁舎1号館2階
- 5 落札者を決定した日  
令和3年3月19日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社 阪神計器製作所 西宮支店



支店長 前田 英俊

西宮市中島町9番10号

7 落札金額

1個あたり950円（税抜）

（支払時には、採用単価に数量等を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算する）

8 契約の相手方を決定した手続

規程第9条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

9 規程第21条の7第1項において読み替える規程第6条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

交 通 局

神戸市交通公告第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

名谷車両工場 輪軸超音波探傷装置購入

2 予定数量

1式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

5 落札者を決定した日

令和3年3月19日

6 落札者の氏名及び住所

協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所

所長 竹村 聡

神戸市兵庫区下沢通7丁目1番23号

7 落札金額

69,000,000円

## 8 契約の相手方を決定した手続

規程第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

## 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日

令和3年2月3日

訂	正
---	---

令和2年10月27日付け神戸市公報第3681号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(3160 ページ 告示第 538 号 上から 5 行目)

誤 空白

正 1 認定する市道路線

(3160 ページ 告示第 538 号 下から 8 行目)

誤 1 認定する市道路線

正 2 廃止する市道路線

(3161 ページ 告示第 538 号 上から 7 行目)

誤 2 廃止する市道路線

正 空白